
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 第5回専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、2016年6月14日に開催された第5回IFRS適用課題対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議又は報告した項目について、専門委員会における主な意見と、当事務局の対応案をまとめたものである。

専門委員会で聞かれた意見

（サービス委譲契約において、社会基盤がリースされている場合にどのように会計処理するか）

2. 専門委員会では、次のような意見が聞かれた。
 - (1) アジェンダ決定とすること（アジェンダとして取り上げないこと）については、反対する意見は聞かれなかった。
 - (2) コメントを提出すべきか否かについては意見が分かれた。そのうち、次の理由で、コメントを提出する必要はないのではないかとの意見が示された。
 - ① アジェンダ決定案に特段違和感はない。
 - ② 本論点ではすべてのケースを想定した結論は出せず、別の様々な論点が発生する可能性がある。
 - (3) 一方で、次の点についてコメントを提出すべきではないかとの意見が聞かれた。
 - ① アジェンダ決定案を支持するとしても、その根拠を説明すべきである。
 - ② 事務局の懸念どおり、あらゆる場面で資産及び負債を認識するというのは、実務の感覚にそぐわないケースもありうると思われる。そのような事例があるのであれば、その旨を伝えるということも考えられる。
 - ③ 本論点について、限定的な範囲で考えた場合の議論とし、他のケースへの影響を回避することも考えられる。
 - (4) また、次の意見が聞かれた。

- ① IAS 第 32 号の相殺の基準について、どのように考えるかを整理する必要があると思われる。
 - ② 委譲者とリース会社が別なのか一体なのかによって会計処理は変わらないのではないか。
 - ③ 要望書のケースが IFRIC 第 12 号の範囲に含まれるかどうかについても検討すべきではないか。
3. 専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、本論点について、契約上、営業者がリース料の支払義務を負っているものの、金融資産及び金融負債を認識することを営業者に要求することが適切ではないケース（例：リース会社と委譲者が一体と考えられるケース）もあるのではないかという懸念について具体例を提示した上で、営業者に常に金融資産及び金融負債を認識することを要求することが適切か否かを慎重に検討されることが望ましいとするコメントを提出してはどうか。
4. コメント・レター文案の検討スケジュールは次のとおりである。
- (1) 第 6 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（7 月 1 日）（又はメールベースでの確認）
 - (2) 第 340 回企業会計基準委員会（7 月 13 日）
 - (3) コメント提出（7 月 22 日まで）

（関連会社及び共同支配企業に対する純投資の一部を構成する長期持分の会計処理（特に減損の会計処理）について）

5. 専門委員会では、次のような意見が聞かれた。
- (1) 現行基準の範囲内での解釈を行うならば、長期持分の減損処理にあたっては、IFRS 第 9 号と IAS 第 28 号とが重畳的に適用されると考えられる。しかし、それでは必ずしも関連会社等に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分の経済的実態を適切に表すことができないほか、その内容の解釈指針案が公表されても実務における有用性は必ずしも高くないと考えられる。したがって、IAS 第 28 号に規定されているとおり、投資（普通株式等の資本性金融商品）とその延長線上にある長期持分（長期貸付金等の負債性金融商品）とを一体として捉えた上で、基準改訂の可能性を含め、本来あるべき会計処理が検討されるべきである（長期持分の減損は IAS 第 28 号、又は、その他のあるべき会計処理による。）。
 - (2) 長期持分はあくまで金融商品であることから、IFRS 第 9 号の適用範囲に含まれる

と考えられるが、IAS 第 28 号との重畳適用には疑問がある。すなわち、長期持分の会計処理には、償却原価法のほか、FVPL（毎期公正価値で再測定し差額を純損益に含めて認識する方法）もあり得るところ、IFRS 第 9 号の減損規定の適用後に重ねて IAS 第 28 号の減損規定を適用する必要性は必ずしも高くないと考えられる（長期持分の減損は IFRS 第 9 号による。）。

- (3) 当論点は長期持分に関する IFRS 第 9 号による減損損失の戻入れの処理を含め、IFRS 第 9 号の開発時には想定されていなかったものと考えられることから、実務における具体的な事例の分析を含め、より詳細なリサーチを踏まえた上での対応が必要である。IASB における持分法のリサーチ・プロジェクトに含めた検討など、より慎重な対応がなされるべきである（より慎重な対応）。

(金融負債の認識の中止における 10%テストを考慮する際に、第三者に支払った手数料を含めるか否か)

6. 専門委員会では、次のような意見が聞かれた。
- (1) 取引コストが金融負債の当初認識時の測定に含まれていることを考えると、10%テストに取引コストを含まないとの IFRS-IC の結論は自明ではない。
 - (2) 10%テストは判断の簡便のために設けられたものであるから、10%テストに取引コストを含まないとする IFRS-IC の結論にも同意し得る。
 - (3) アジェンダ決定案による解決には発効日もないし経過措置もない。今回の IFRS-IC の結論が自明でないことに鑑みると、アジェンダ決定案による解決に懸念がないわけではない。ただ、我が国関係者から懸念が聞かれぬのであれば、あえてコメントを提出しないとの対応もあり得る。
 - (4) 金融負債の交換や条件変更は金融危機に至らない状況でも生じるから、本論点が適用となる状況はまれではないと考える。
7. 専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、本論点について IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメントを提出しないこととしてはどうか。

(公開草案 (ED/2015/09)「投資不動産の振替」(IAS 第 40 号の修正案)－建設中又は開発中の不動産について、用途変更の証拠がある場合に投資不動産に振り替えることができるのか)

8. 専門委員会では、特段の意見は聞かれなかった。

審議事項(3)-2

以 上